

現状における本町教育施策の課題	
＊昭和町第6次総合計画後期基本計画(令和3～7年度)において示されている事項	
1 生涯学習社会の創造	
生涯学習推進体制の整備	○生涯学習基盤の整備 ○学習情報の充実
生涯学習の促進	○学習機会の拡大 ○図書館事業の充実
2 地域の文化とスポーツの振興	
芸術文化活動の振興	○芸術文化活動の促進 ○芸術文化団体の育成 ○文化財保護の推進 ○文化遺産の継承・活用の促進
スポーツ・レクリエーション活動の充実	○スポーツ施設の整備・充実 ○スポーツ機会の拡充 ○指導体制の強化
3 子ども達への教育の充実	
就学前教育の充実	○就学前教育体制の充実 ○幼児教育や相談・指導の充実
学校教育の充実	○教育環境の充実 ○教育内容の充実 ○指導体制の強化 ○家庭・地域と連携した特色ある教育の推進 ○高等学校等との連携の促進
青少年の健全育成の推進	○青少年健全育成推進体制の充実 ○青少年組織の育成 ○健全育成環境の形成

2024～2028年度
「昭和町教育方針」
（昭和町教育大綱）概要

基本理念

新しい時代を担う
人づくり

基本目標

○夢と希望に向かい、自ら学び自ら高める創造性
にあふれる人づくり
○他者を思いやる心と郷土を愛する心を持ち、心
身ともにたくましい人づくり

昭和教育の継承

安全・健康・学力・信頼・参加を
目指す昭和教育の推進

第4期教育振興基本計画（2023～2027年度）

●教育の普遍的な使命
学制150年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）
→教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるもの、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

国の計画コンセプト

●2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
●日本社会に根差したウェルビーイングの向上

今後の教育政策に関する基本的な方針

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

山梨県教育振興基本計画（2024～2028年度）

●基本理念
主体的に学び 他者と協働し 豊かな未来を拓く やまなしの人づくり
～誰もが教育の機会にアクセスできるやまなし～

基本目標

①未来を生きる子供に必要な力を育む教育の推進
②誰もが可能性を伸ばせる教育の推進
③教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
④学校を取り巻く教育環境の整備

基本理念を実現するための4つの基本方針

基本方針1

学校・家庭・地域が連携・協働し、子供たちが郷土に誇りを持ち、心豊かに安心して学べる教育を推進します。

基本方針2

社会の要請に応え、子供たちの個性や創造性を伸ばす教育の中で、社会を生き抜く力と確かな学力を育成します。

基本方針3

生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができる、文化芸術の振興を推進します。

基本方針4

健康で豊かな生活を営むことができる、生涯スポーツの振興を推進します。



施策の具体的内容

基本方針Ⅰ

学校・家庭・地域が連携・協働し、子供たちが郷土に誇りを持ち、心豊かに安心して学べる教育を推進します。

- (1) コミュニティ・スクールの充実と地域学校協働本部体制の推進
- (2) 道徳教育・生命（いのち）の教育の推進
- (3) いじめ・不登校等対策の充実
- (4) 地域人材・文化施設を活用した郷土学習の推進
- (5) 地域と学校が連携した安全教育・防災教育の推進
- (6) 地域の核としての学校施設の整備と充実
- (7) 青少年の健全育成に向けた発達支持的生徒指導の推進

基本方針Ⅱ

社会の要請に応え、子供たちの個性や創造性を伸ばす教育の中で、社会を生き抜く力と確かな学力を育成します。

- (1) 生きる力を育てる社会に開かれた教育課程の実現
- (2) 確かな学力の定着と向上およびきめ細やかな指導の推進
- (3) グローバルに活躍する人材の育成を目指した外国語教育の充実
- (4) プログラミング教育の充実と ICT の効果的な活用による情報活用能力の育成
- (5) 幼・保・小・中・高の連携強化と就学指導体制の充実
- (6) インクルーシブ教育システムの充実

基本方針Ⅲ

生涯にわたって学び続け、豊かな人生を送ることができる、文化芸術の振興を推進します。

- (1) 文化芸術活動の啓発と推進
- (2) 文化財保護・文化的施設の地域経済活性化に向けた環境整備
- (3) 誰一人取り残さない多様な学習機会の提供
- (4) 生涯学習施設の再編と環境整備
- (5) 地域及び関係機関・関係団体と連携した学びの環境づくり
- (6) 地域の情報拠点・活動拠点となる核としての学校の活用

基本方針Ⅳ

健康で豊かな生活を営むことができる、生涯スポーツの振興を推進します。

- (1) 総合型地域スポーツクラブと協働した子供のスポーツ機会の充実
- (2) 町民のニーズやライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション活動の充実
- (3) 中学部活動の地域移行支援
- (4) 関係団体の自主的・主体的活動の支援
- (5) 多様な個人が参画できるスポーツ環境の充実
- (6) 利用者の立場に立った社会体育施設の整備充実と運営促進